

## ヨーロッパ議会 カーストに基づく差別撤廃への確固たる意志を決議

反差別国際運動日本委員会(IMADR-JC)

2013年10月15日

2013年10月10日、ヨーロッパ議会(EP)はカーストに基づく差別に関する決議\*\*を採択しました。決議は、国連人種差別撤廃条約、人種差別撤廃委員会の「世系」に関する一般的勧告29、「職業と世系に基づく差別の効果的撤廃に関する原則と指針案」(「原則と指針案」)、ムイガイ国連人種差別特別報告者の報告、ピレイ国連人権高等弁務官の強い懸念と勧告などを踏まえ、この間のヨーロッパ連合(EU)およびEPでの協議を経て、提案され採択されました。

決議は、カーストに基づく差別は、インド、ネパール、バングラデシュを含むアジア、アフリカ、中東の各地域およびディアスポラ社会に根強く存在していることを指摘し、カースト差別を受けているダリットおよび類似した形態の差別をうけている集団の、基本的人権の享有と発展を妨害し、平等な社会的参加や意思決定のプロセスへの参加を妨げていると強く非難しています。

決議は、ダリットに対する残虐行為や不可触制の慣行がインドおよび関係諸国において執拗に続き、それら行為の犯行者の多くが処罰されていない事実について強い警告を発しています。さらに、ダリット女性および類似した差別をうけている集団の女性たちに対する暴力を強く非難し、それら女性たちが受けている複合差別に懸念を表明しています。

決議はEUに、「原則と指針案」をカースト差別撤廃の枠組みとして積極的に促進するよう求め、さらに国連人権理事会による「原則と指針案」の採択を促進するよう求めています。

決議はEUに、関係国との貿易や投資の協定がカースト差別を受けている集団にもたらしているインパクトを系統的に査定すること、そして、これら問題に、ビジネス界の代表、政府当局および関係する市民社会組織と協力して取り組むことを呼びかけています。

さらに、EUに、当事国との二国間協議やその他国際会議において、当事国政府の最高レベルに対し、カーストに基づく差別の問題を提起するよう促しています。そして、カースト差別の存在する国々とのビジネス活動において、特に労働市場や民間セクターでのダリットに対するアフーマティブアクション(是正措置)を示しながら、差別のないインクルージョン政策や手続きを促進するよう勧告しています。

その他、決議は、ヨーロッパ委員会(EC)および欧州対外行動局(EEAS)に対してもカーストに基づく差別撤廃に向けた多方面にわたる具体的な要請や勧告を行っています。

決議採択に至るまで、デンマークに本部を置く国際ダリット連帯ネットワーク(IDSN)はEUおよびEPなどに積極的なロビー活動を行ってきました。インドのダリット人権全国キャンペーン(NCDHR)を含む南アジアのNGOおよびIMADRはこの決議採択を歓迎しています。

\*\* 決議の英語全文はIMADRのウェブサイトにて閲覧できます：<http://www.imadr.net>